

地域農業経営基盤強化促進計画の策定について（公告）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記地域の
地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので、同条第8項の規定により公告します。

記

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を作成した地域
 - (1) 一武地域
 - (2) 西地域
 - (3) 木上地域

令和7年3月28日

錦町長 森本 完



錦町公告第5号